



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.62

令和2年5月

まつえ北商工会かわら版

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

CONTENTS

- 1 P ○支援施策情報入手先 ○売上根拠資料
- 2 P ○コロナ対策資金1(日本政策金融公庫) ○利子補給制度
- 3 P ○コロナ対策資金2(保証協会付:県制度) ○償還表提出願い
- 4 P ○つなぎ融資 ○セーフティネット保証 ○感染症対策事例 ○コロナ資金3(その他)

コロナ禍が及ぼす経済への影響は、半年から1年以上続くものと懸念されており、需要回復が見通せないなど、小規模事業者の経営環境は極めて厳しいものとなっています。

加えて、今後は考え方や価値観が大きく変わり、これまでの固定概念やビジネスモデルが通用しなくなってくることも考えられます。

まつえ北商工会は、会員企業の「事業継続(資金繰り・雇用維持等)」、コロナ禍終息後の「再起に向けた取組」を専心バックアップいたします!

支援施策情報(緊急経済対策関係)の入手先

それぞれのホームページから適宜ダウンロードしてください。

今後、支援施策は短期間で変化(ルール変更)していくものと推察されますので、定期的にチェックしてみてください。

また、全国商工会連合会では支援施策情報の「商工会員宛てメール配信」を開始しました。ご希望の方は商工会までお申し込みください。

国	経済産業省(経営支援面)、厚生労働省(生活支援面) 等
自治体	島根県、松江市
支援機関	まつえ北商工会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団 等

※重複した施策情報が掲載されています。改正等に伴い随時更新されていきます。

支援施策活用には「売上額根拠資料」が必要です

業種の違い、事業規模の大きさ、法人・個人の別に関わらず、事業を営む上で必須なのは円滑な資金繰りです。

資金繰りを確認するためには、毎日の帳簿づけと月次試算表等による毎月の収支・財務状況チェックが基本となります。

とりわけ、コロナ禍に係る支援施策(給付金、融資等)では、売上減少率要件が付されている場合が多く、「該当月の売上金額を証するもの(売上額根拠資料)」が必要となります。

その資料としては「月次試算表」がベストですが、無い場合は「売上集計表」でも代用できます。

これまで帳簿づけと月次試算表作成が十分にできていない事業者の方は、これを機会に習慣化し改善していきましょう!

※商工会に記帳代行を委託されている事業者の方は、日計表の毎月提出に努めてください。

※「売上集計表の書式」は商工会に備えていますのでご利用ください。

新型コロナウイルス感染症対策資金 一覧 1

日本政策金融公庫融資

令和2年5月8日現在

		新型コロナウイルス感染症特別貸付 (コロナ特貸)	新型コロナウイルス対策マル経融資 (コロナマル経)	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (生活衛生コロナ特貸)	新型コロナウイルス対策衛経融資 (コロナ衛経)
対 象 要 件	売上減少要件	最近1ヶ月の売上が前年(または前々年)同期比▲5%以上減少していること			
	推薦要件	—	一般マル経の要件を満たす小規模事業者	—	一般衛経の要件を満たす小規模事業者
	業種要件	—	—	宿泊業、飲食業、理美容業 等	
既往債務の借換		借換一本化可能(3,000万以内)	借換一本化可能(1,000万以内)	借換一本化可能(3,000万以内)	借換一本化可能(1,000万以内)
融 資 限 度 額		別枠 6,000万円	別枠 1,000万円	別枠 6,000万円	別枠 1,000万円
返 済 期 間 (据置期間含む)	運転資金	15年以内(うち据置5年以内)	7年以内(うち据置3年以内)	15年以内(うち据置5年以内)	7年以内(うち据置3年以内)
	設備資金	20年以内(うち据置5年以内)	10年以内(うち据置4年以内)	20年以内(うち据置5年以内)	10年以内(うち据置4年以内)
利 率		3,000万以内 当初3年間:0.46%(基準利率-0.9%) ※利子補給で実質無利子化(要件あり) 4年目以降:1.36%(基準利率) 3,000万超 基準利率 ※基準利率は返済期間(据置含)に应变	当初3年間:0.31%(特別利率-0.9%) ※利子補給で実質無利子化(要件あり) 4年目以降:1.21%(特別利率)	3,000万以内 当初3年間:0.46%(基準利率-0.9%) ※利子補給で実質無利子化(要件あり) 4年目以降:1.36%(基準利率) 3,000万超 基準利率 ※基準利率は返済期間(据置含)に应变	当初3年間:0.31%(特別利率-0.9%) ※利子補給で実質無利子化(要件あり) 4年目以降:1.21%(特別利率)
担 保		不 要	不 要	不 要	不 要
保 証 人		原則代表者(法人)	不 要	原則代表者(法人)	不 要
申 込 書 類	共 通	借入申込書 売上減少申告書、該当月売上額根拠資料	推薦依頼書 売上減少申告書、該当月売上額根拠資料 月次試算表 ※決算後6ヶ月経過時 固定資産課税明細書 営業確認書類(税務申告・取引実態)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 左記「コロナ特貸」および「コロナマル経」の書類に加え、生活衛生同業組合発行書類、県知事の推薦書等を要します。 詳しくは下記機関へご相談ください。 </div>	
	個人企業	直近2期分の所得税確定申告書、決算書	直近2期分の所得税確定申告書、決算書 所得税、事業税、住民税の領収証等		
	法人企業	直近2期分の法人税確定申告書、決算書(科目明細含む)	直近2期分の法人税確定申告書、決算書(科目明細含む) 法人税、事業税、法人住民税の領収証等 履歴事項全部証明書		
	初回利用等	商売概要申告書 許認可証 ※対象業種 履歴事項全部証明書 ※法人 代表者の運転免許証			
相 談 先		商工会	商工会	日本政策金融公庫 ☎23-2651	島根県生活衛生営業指導センター ☎26-0651

利子補給制度

実施機関	中小企業基盤整備機構
対象期間	当初3年間(基準金利-0.9%の部分)
受給要件	小規模事業者(個人)・・・要件なし 小規模事業者(法人)・・・売上高▲15%減少 中小企業者・・・売上高▲20%減少

小規模事業者の要件

- 卸売業、小売業、サービス業
従業員5人以下
- 製造業、建設業、運輸業、その他の業種
従業員20人以下

新型コロナウイルス感染症対策資金 一覧2

島根県制度融資（保証協会付）

令和2年5月8日現在

		新型コロナウイルス感染症対応資金 (国制度)	新型コロナウイルス感染症対応資金 (県制度)	
			新規借入、既往債務(責任共有外)借換の場合	既往債務(責任共有)借換の場合
対 象 要 件	市町村 認定要件	松江市からセーフティネット保証(4号または5号)等の認定を受けていること	松江市からセーフティネット保証(4号)等の認定を受けていること	松江市からセーフティネット保証(5号)の認定を受けていること
	利用順 要件	—	国制度(3,000万)を満額利用していること(=国制度の上乗せ資金)	
	売上減少 要件	—	最近1ヶ月の売上高およびその後2ヶ月間の売上見込み額が前年同期比▲15%以上減少であること	
既往債務の借換		借換一本化可能	借換一本化可能	
融 資 限 度 額		3,000万円	8,000万円	
返 済 期 間 (据置期間含む)	運転資金	10年以内(うち据置5年以内)	12年以内(うち据置3年以内 ※一部2年以内)	
	設備資金	10年以内(うち据置5年以内)	12年以内(うち据置3年以内 ※一部2年以内)	
利 率	個人企業(小規模事業者)	当初3年間:不要 4年目以降:1.10%(責任共有外) 1.25%(責任共有)	当初3年間:不要 4年目以降:1.10%(責任共有外)	当初3年間:不要 4年目以降:1.25%(責任共有)
	法人企業、中小企業者(売上▲15%未満)	全期間:1.25%(責任共有外・責任共有)		
	法人企業、中小企業者(売上▲15%以上)	当初3年間:不要 4年目以降:1.10%(責任共有外) 1.25%(責任共有)		
保 証 料		不 要(全期間)	不 要(全期間)	
担 保		不 要	金融機関または保証協会の決定による	
保 証 人		個人企業:不要 法人企業:代表者(法人・個人分離、資産超過の要件を満たせば不要) ※代表者以外の連帯保証人は原則不要	個人企業:原則不要 法人企業:金融機関または保証協会の決定による	
申 込 書 類	共 通	融資申込書(様式32号) 融資申込書附属資料(様式32号-2) セーフティネット保証4号・5号認定書 県税納税証明書 ※原則省略可 月次試算表 ※決算後6ヶ月経過時 保証協会・金融機関必要書類	左記と同じ	
	個人企業	直近2期分の所得税確定申告書、決算書		
	法人企業	直近2期分の法人税確定申告書、決算書(科目明細含む) 履歴事項全部証明書		
相 談 先		取引金融機関(または商工会)	取引金融機関(または商工会)	

商工会を介して融資を受けられた場合は、金融機関から送付される「償還表(返済予定表)の写し」をご提出願います。

民間金融機関「つなぎ融資」の活用

3月以降今日まで、コロナ禍に伴う全国の事業者の資金需要については、日本政策金融公庫が応えてきていますが、連日多量の融資案件を抱え、現在、融資実行まで相当の時間を要する事態となっています。

この事態を鑑み、金融庁から民間金融機関に対し、公庫資金が実行されるまでの間のつなぎ融資を柔軟に対応するよう要請されています。

公庫資金の実行を急がれる場合は、必要に応じて取引金融機関（銀行・信金）に「つなぎ融資」を相談してください。

セーフティネット保証制度

中小企業信用保険法に基づき、取引先の再生手続申請、災害、大規模な経済危機などにより、経営の安定に支障が生じている小規模・中小企業者に対して、保証限度額の別枠化等を行う制度です。本制度を利用する場合は「市町村長の認定」を受けなければなりません。

	4号（突発的災害支援措置）	5号（不況業種支援措置）
要件	最近1ヶ月の売上が前年同期比 ▲20%以上減少 その後2ヶ月間の売上見込み額も 同様の減少率	指定業種に該当 最近3ヶ月の売上が前年同期比 ▲5%以上減少
信用保証	借入債務の100%（＝責任共有外）	借入債務の80%（＝責任共有）

新型コロナウイルス感染症対策の事例

しまね産業振興財団のHPでは、県内企業が実際に行っている「感染予防・拡大防止の取り組み」が紹介しています。自社（店）の感染症対策の参考にしてみてください。

新型コロナウイルス感染症対策資金 一覧3

その他融資制度

令和2年5月8日現在

	小規模企業共済 特例緊急経営安定貸付	新型コロナウイルス感染症対策資金		生活福祉資金	
		漁業者向け	農業者向け	緊急小口資金	総合支援資金
対象者	最近1ヶ月の売上が前年同期比 または前々年同期比で▲5%以上 減少している小規模企業共済加入 者	経営の安定維持が困難となった 漁業者	経営の安定維持が困難となった 農業者	休業等により収入が減少し、生 活維持に困窮している世帯	失業等により収入が減少し、生 活維持に困窮している世帯
貸付限度額	2,000万円 (掛金総額7~9割の範囲内)	1,200万円(運転資金)	1,200万円(運転資金)	学校休業等:20万円 個人事業主 その他:10万円	2人以上:月20万円 単身:月15万円 (貸付期間:3ヶ月以内)
償還期間等	500万以下: 4年以内(うち据置1年以内) 505万以上: 6年以内(うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)	2年以内 据置期間:1年以内	10年以内 据置期間:1年以内
利率	無利子	0.1%	0.1% ※当初5年:無利子	無利子	無利子
担保	不要	—	—	—	—
保証人	不要	—	—	不要	不要
保証料	—	不要	不要	—	—
相談先	中小企業基盤整備機構 ☎050-5541-7171	島根県水産振興室 ☎22-6293 (取扱:島根中央信用金庫)	島根県農業経営課 ☎22-6201 (取扱:JALまね)	松江社会福祉協議会 ☎24-9026	